

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 4 月 21 日付け 4 い建第 328 号による公文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和 4 年 3 月 24 日付けで、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して「急傾斜事業と助成事業に関わる資料について」（以下「本件公文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、条例第 12 条第 2 項に基づき令和 4 年 4 月 7 日付け 4 い建第 108 号の規定により、開示決定等の期間を令和 4 年 4 月 21 日まで延長し、審査請求人へ通知した。
- 3 実施機関は、本件公文書のうち砂防事業（急傾斜事業）に関わる資料として、「①令和 2 年度 県単独砂防事業予算要望調書（総括）」外 1 件及び助成事業に関わる資料として「①調書事前打合わせ」外 4 件について開示決定をし、助成事業に関わる資料として「①令和 3 年 3 月 24 日に河川整備課担当者に電話をした内容について、河川整備課からいわき建設事務所に伝えられた内容がわかる資料」外 1 件について一部開示決定を行った。

一方、「①追加盛土を認知してからのいわき建設事務所と河川整備課との協議記録、②宅地へ土砂が流出した以降のいわき建設事務所と河川整備課との協議記録、③令和 3 年 3 月 25 日の住民説明会時の土砂の全撤去について、同年 2 月 15 日以降のいわき建設事務所と本庁との協議記録、④土砂の撤去工事に関する地権者との話し合いや原状復旧について、検討状況がかわる文書、⑤砂防事業で発生する建設残土を入れる計画が、河川改修で発生した廃土に変更されることになった経緯がわかる資料、⑥土砂搬出工事に当たって、撤去後の埋め戻しの検討及び地権者からの要望がわかる資料、⑦令和 2 年 7 月下旬の土砂受入地としての検討開始から、地権者の要望及び打合せ内容並びにいわき市に提出する農地転用の申請に添付する地権者からの委任状取得までの経緯がわかる文書、⑧令和 3 年 11 月の土砂搬出工事完了後に行われた地権者への引

き渡し時の説明がわかる資料（以下「対象公文書」という。）の8件については、令和4年4月21日付け4い建第328号により「開示請求に係る公文書については作成しておらず、保有しておりません。」として公文書不開示決定を行い審査請求人へ通知した。

- 4 審査請求人は、令和4年5月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、令和4年5月30日付け福島県指令4河第228号にて、行審法第23条第1項の規定により、補正命令を行い審査請求人に通知した。
- 6 審査請求人は、令和4年6月1日付けで不備を補正した審査請求書を再度提出した。
- 7 実施機関は、条例第19条の規定により、令和4年7月22日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し対象公文書の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の内容から概ね次のとおりである。

- (1) 重要な局面で、いわき建設事務所、河川整備課、地権者間の打ち合わせ、検討協議等ことごとく文書に残していないことはあり得ず、いわき建設事務所内の検討協議、いわき建設事務所と河川整備課との協議文書及び地権者との打ち合わせに係る文書を有しているはずである。
- (2) 本件処分で特定した公文書は、事務所内の検討文書が含まれておらず、文書の特定に問題がある。
- (3) 以上のことから、本件処分は取り消されるべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

- 1 実施機関が対象公文書を不開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

- (1) 令和元年東日本台風の発生により通常業務に加え災害復旧工事の業務が生じている中で、いわき建設事務所内での検討文書については、口頭等により伝達、協議されており、公文書として作成していない。
  - (2) いわき建設事務所と河川整備課との協議文書については、当該事案はいわき建設事務所内で対応すべき案件であったことから、いわき建設事務所は、河川整備課と協議を行っておらず、協議に関する文書も作成していない。
  - (3) 地権者との打ち合わせについては、県職員が地権者5名と直接会い口頭で事業や盛土の説明を行っており、それに関する公文書は作成していない。
  - (4) 以上のことから、審査請求人が開示請求した文書はいずれも作成・保有しておらず、本件決定は妥当である。
- 2 その他、審査請求人は種々主張するが、本件処分の判断を覆す事情は認めがたい。
  - 3 以上のとおり、本件処分には違法または不当な点は何ら存在しておらず、本件審査請求には理由がない。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下のとおり判断する。

### 2 本件公文書の特定について

本件請求は、「急傾斜事業と助成事業に関わる資料について」に該当する公文書の請求を求めるものであるが、請求を受けたいわき建設事務所の担当職員と審査請求人が請求内容について特定を進めた結果、いわき建設事務所が保有する当該事業の公文書という請求であると特定されている。

### 3 対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件公文書の請求のうち、対象公文書以外は不開示事由に該当する部

分を除いて開示を行っている。

審査請求人は、いわき建設事務所、河川整備課、地権者間の打ち合わせ、検討協議等がことごとく文書に残されていないことは公共工事ではありえないものである、と主張し対象公文書に対する本件決定の取り消しを求めていることから、実施機関に対象公文書の保有の有無について意見聴取を実施した結果に基づき、以下検討する。

(1) 協議記録について

ア 審査請求人は、「①追加盛土を認知してからのいわき建設事務所と河川整備課との協議記録」、「②宅地へ土砂が流出した以降のいわき建設事務所と河川整備課との協議記録」及び「③令和3年3月25日の住民説明会時の土砂の全撤去について、同年2月15日以降のいわき建設事務所と本庁との協議記録」について開示を求めている。

イ このことについて、実施機関に対し意見聴取を行った結果は以下のとおりである。

(ア) いわき建設事務所が発注する工事については、いわき建設事務所が単独で執行しているため、通常河川整備課との協議はなされない。

(イ) いわき建設事務所内での協議については、毎回書面による発議の上、決裁を受けているのではなく、口頭により説明し共有を図った上で最終的な決定は書面による発議及び決裁を受けるという事務手続が一般的に行われている。

(ウ) 本件の対象となり得る電子メールは既に関示された1件以外は見つからなかった。

ウ また、審査の経過において実施機関に重ねて意見聴取を行った結果は、以下のとおりである。

(ア) 福島県が執行する土木建築に係る請負工事については、監督業務の適切な実施を図るために、監督員の執務に関して必要な事項を定めた「福島県土木部工事監督員執務要綱」が策定されおり、同要綱の「監督にかかる業務分掌標準一覧表」において、「地元対応」について重要なものは、事務所の部長までで対応することとされている。

(イ) また、出先機関内の協議についても、その実施や記録作成について定めた規定はなく、特に土木部における事務所内の協議においては、図面や現場写真を囲んで口頭で情報を共有することが、いわき建設事務所に限らず一般的に行わ

れている。

- (ウ) さらに、いわき建設事務所内の電子メールは、管理職のみがアクセス可能な課のフォルダと職員個人のみがアクセス可能な個人のフォルダに分けられており、開示請求時にはいずれのフォルダにも本件公文書に係る電子メールは保有されていない。

電子メールの削除については削除や保存についての規定はないため、職員が必要に応じて削除しており、電子メールに図面や現場写真等の容量の大きなファイルが添付されることが多いことから、いわき建設事務所では、容量不足による受信不能を防ぐため、現在継続している案件以外の電子メールは削除し、容量を確保するのが通常の運用である。

エ 実施機関への意見聴取結果に基づく当審査会の判断は、以下のとおりである。

- (ア) 「福島県土木部工事監督員執務要綱」の「監督にかかる業務分掌標準一覧表」によれば、夏井川災害復旧助成事業に伴う土砂流出の被害住民への対応は「地元対応」に該当する。

円滑な施工の確保のため事務所の部長の業務分担としている趣旨に鑑みれば、本庁河川整備課との協議を行っていないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

- (イ) また、いわき建設事務所内での協議文書については、災害復旧の対応に忙殺されていた時期であったことや、事務所内部の協議が図面や写真を囲んで口頭で行われていることが日常的であるということからすれば、公文書が存在しないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

- (ウ) 電子メールについては、搬入した建設発生土の撤去は令和3年11月18日に撤去作業が完了し、同年12月10日には地権者への引き渡しが行われているという事実に鑑みると、開示請求がされた令和4年3月24日時点では、追加盛土、土砂流出及び土砂の撤去に係る事務は全て完了しており、上記のメールの削除運用を前提とすると、メールが保存されていないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

オ 以上のことから、当該文書は作成しておらず存在しないとの実施機関の主張を覆すに足りる事実を認めることはできない。

- (2) 「④土砂の撤去工事に関する地権者との話し合いや原状復旧について、検討状況

「<sup>(ママ)</sup>がかわる文書」について

ア このことについて、実施機関に対して行った意見聴取によれば、以下のとおりである。

(ア) 原状復旧の方法も含め地権者への説明は令和3年6月14日の住民説明会で行ったのみでありそれ以外に説明を行った事実はない。

(イ) また、いわき建設事務所内での原状復旧に関する検討記録等についても調査を行ったが、説明会に臨むにあたり事務所内では対面での共有をしているのみであり、協議文書は存在しない。

(ウ) さらに、電子メールについても各フォルダを確認したものの、該当するメールの保有は確認できなかった。

なお、令和3年3月25日及び同年6月14日に開催された説明会の記録簿は、当該説明会の開催や説明内容に関する公文書としていわき建設事務所で保有されているが、本件請求の対象とはなっていない。

イ 実施機関への意見聴取結果に基づく当審査会の判断は、以下のとおりである。

(ア) 土砂の撤去に関しては周辺住民からの要望や懸念に応じ令和3年6月14日に住民説明会が実施されたが、それ以外に住民との話し合いをしたことを示す証拠は確認されず、実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

(イ) また、令和3年3月25日の説明会において、土砂の全量撤去を提案し住民の理解を得ているが、事務所内での検討については、災害復旧の対応に忙殺されていた時期であったことや、事務所内部の協議が図面や写真を囲んで口頭で行われていることが日常的であるということからすれば、公文書が存在しないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

(ウ) さらに、電子メールについても、令和3年3月25日に住民説明会が実施されていることから、上記のメールの削除運用に鑑みると、既に完了した事務手続きに関するメールとして削除された可能性が高く、電子メールについて保有していないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

(エ) 以上のことから、当該文書は作成しておらず存在しないとの実施機関の主張を覆すに足りる事実を認めることはできない。

(3) 「⑤砂防事業で発生する建設残土を入れる計画が、河川改修で発生した廃土に変

更されることになった経緯がわかる資料」について

- ア このことについて、実施機関は、砂防事業の建設残土を搬入する計画自体策定されておらず、河川改修で発生した廃土に変更されることはあり得ないことから、これに関する公文書は存在しない、と主張している。
  - イ 実施機関への意見聴取の結果、計画の存在をうかがわせる資料は確認できず、砂防事業で発生する建設残土を入れる計画が河川改修で発生した廃土に計画が変更された事実をうかがわせる資料も確認できない。
  - ウ 以上のことから、公文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。
- (4) 「⑥土砂搬出工事に当たって、撤去後の埋め戻しの検討及び地権者からの要望がわかる資料」について
- ア このことについて、実施機関の主張は以下のとおりである。
    - (ア) 土砂搬出工事に関しては、令和3年6月14日開催の住民説明会において土砂搬出方法等について説明を行ったのみで、それ以外の時期に地権者からの要望を受けたことはない。
    - (イ) また、いわき建設事務所内での埋め戻しの検討については、事務所内で対面でのみ共有をしておき記録等の文書は作成されていない。
  - イ 実施機関への意見聴取結果に基づく当審査会の判断は、以下のとおりである。
    - (ア) 土砂の搬出に関しては周辺住民からの要望や懸念に応じ令和3年6月14日に住民説明会が実施されたが、それ以外に住民との話し合いをしたことを示す証拠は確認されず、実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。
    - (イ) 事務所内での検討については、災害復旧の対応に忙殺されていた時期であったことや、事務所内部の協議が図面や写真を囲んで口頭で行われていることが日常的であるということからすれば、公文書が存在しないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。
  - ウ 以上のことから、土砂搬出工事に当たって、撤去後の埋め戻しの検討及び地権者からの要望がわかる資料についての文書を保有していないという実施機関の主張を覆すに足る事実を認めることはできない。
- (5) 「⑦令和2年7月下旬の土砂受入地としての検討開始から、地権者の要望及び打合せ内容並びにいわき市に提出する農地転用の申請に添付する地権者からの委任

状取得までの経緯がわかる文書」について

ア このことについて、実施機関の主張は以下のとおりである。

(ア) 地権者の農地転用の申請については、地権者に直接会い対面により転用のための委任状の取得をしており、それ以外に要望は提出されていない。

(イ) また、土砂の受入に関する検討については、いわき建設事務所内で口頭により共有されていたものであり、公文書は存在しない。

イ 実施機関への意見聴取結果に基づく当審査会の判断は、以下のとおりである。

(ア) 地権者から農地転用に係る委任状を取得する際には、直接地権者に会い事業説明等を行っているが、それ以外に地権者に対して説明を行ったり要望を聴取したりしたことを示す証拠は確認されていない。

(イ) 事務所内での検討については、災害復旧の対応に忙殺されていた時期であったことや、事務所内部の協議が図面や写真を囲んで口頭で行われていることが日常的であるということからすれば、公文書が存在しないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

ウ 以上のことから、令和2年7月下旬の土砂受入地としての検討開始から、地権者の要望及び打合せ内容並びにいわき市に提出する農地転用の申請に添付する地権者からの委任状取得までの経緯がわかる文書について保有していないとした実施機関の主張を覆すに足りる事実を認めることはできない。

(6) 「⑧令和3年11月の土砂搬出工事完了後に行われた地権者への引き渡し時の説明がわかる資料」について

ア このことについて、実施機関は、土地の引き渡し時は各地権者と直接口頭で説明し了解を得ていたものであり、これに関する公文書は作成していない、と主張している。

イ 実施機関への意見聴取の結果、土砂搬出工事完了後に行われた地権者への引き渡し時の説明に関する資料については確認できない。

ウ 以上のことから、公文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点があるとまではいえない。

#### 4 結論

以上のことから「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 5 付言

福島県文書等管理規則（平成 12 年福島県規則第 160 号）第 3 条第 1 項によれば、「事案の処理は、文書等を作成して行わなければならない」と規定されており、同条第 2 項には「文書等の作成は、当該事案の処理に係る経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行わなければならない」との規定がある。

対象公文書は、県民の土地に対する土砂の流出といった重大な事故に関わる公文書だったことを鑑みると、災害対応の状況下であることを考慮に入れても、いわき建設事務所内の方針決定に係る事案の処理については、公文書を作成し事務事業の検証が可能となるよう対応するべきであったことを付言する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 7月 22日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を収受
令和 5年 12月 21日 (第331回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 6年 1月 18日 (第332回審査会)	・審議
令和 6年 2月 15日 (第333回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 6年 3月 21日 (第334回審査会)	・審議
令和 6年 4月 11日 (第335回審査会)	・審議
令和 6年 5月 8日 (第336回審査会)	・審議
令和 6年 5月 30日 (第337回審査会)	・審議
令和 6年 6月 20日 (第338回審査会)	・審議
令和 6年 7月 18日 (第339回審査会)	・審議
令和 6年 8月 1日 (第340回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
佐藤 知恵子	行政書士	
宍戸 志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 暁彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺 慎太郎	弁護士	会長職務代理者